

研究通信

No.153
1988年6月25日 刊
会員局一部光
会務セントラル
研究計画 清
農業研究会
農業藤井
農工つくば市観音台3-1-1
TEL 02975(6)8419

村落社会研究会大会のご案内

一、日 時 一〇月六日（木）午前一七日（金）午後
「いこいの村あしがら」（雇用促進事業団委託）

〒二五八 神奈川県足柄上郡大井町柳二六〇

電話 ○四六五一八二一一三八一

交通 ① 東名高速 大井松田インター→エンジ

② JR 新幹線 小田原→小田急 新松田

③ 小田急 新宿→新松田

詳しく述べは次号で紹介します

三、料 金 一泊二食付き 七、五〇〇円

懇親会費用（六日夜）三、〇〇〇円

大会参加費 一、〇〇〇円

四、共通課題

「農村社会編成の論理と展開——転換期における家
と村落——」

五、大会事務局連絡先

明治大学農学部農村社会学研究室（長谷川昭彦）

〒二二一 四川崎市多摩区東三田一一一一

電話 ○四四一九一一八一八一（内線四五四）

六、お願い 同封の返信用葉書に大会参加の有無、宿泊希望、食事
論点整理と問題提起の必要などを記入の上、至急ご回答ください

第一回研究会

一、日 時 七月九日（土）午後二時から
二、会 場 東北大學教育学部会議室
三、報 告 大川 健嗣
四、司 内田 司

東北地区研究会

一、日 時 七月九日（土）午後二時から

二、会 場 東北大學教育学部会議室

三、報 告 大川 健嗣

内田 司

四、共通課題

「農村社会編成の論理と展開——転換期における家
と村落——」

五、大会事務局連絡先

明治大学農学部農村社会学研究室（長谷川昭彦）

〒二二一 四川崎市多摩区東三田一一一一

電話 ○四四一九一一八一八一（内線四五四）

六、お願い 同封の返信用葉書に大会参加の有無、宿泊希望、食事
論点整理と問題提起の必要などを記入の上、至急ご回答ください

関東・東京地区研究会

日 時 一九八八年五月七日

場 所 明治大学大学院第二会議室

出席者

長谷川昭彦、石原豊美、相川良彦、青野さゆり、

渥美 剛、荒樋 豊、江口幸治、大崎 茂、大

友由紀子、柿崎京一、柄澤行雄、ガボリオ・マ

リ、川手督也、黒崎八洲次良、佐藤百合香、三

本松政之、島崎 稔、高橋明善、高山隆三、長

尾雅彦、中澤進之右、原 珠里、東 敏雄、松

田苑子、皆川勇一、宮崎俊行、安原 茂、工藤

清光

農村の“いえ”と“むら”

—地域の基礎的社會關係からみて—

長谷川 昭彦

はじめに

村落社会研究会の本年の共通課題は、「農村社会編成の論理と展開
—転換期の家と村落—」というテーマになった。「家と村落」は村研
の最も基本問題といえる。というのは、「家」は日本の農業經營の基

礎的単位で、また、農村社会を構成するもつとも基本的な単位であ
り、「村」はつい最近まで、農村住民の小字町であつたからである。
それゆえに、村研のメンバーは必ずといってよいほど、この問題に
触れてきたし、また諸先輩方の研究の業績も膨大で、いまさら私が
ここで取り上げる余地もないほどである。しかし、現在の日本の農
村は急激に変貌しつつあり、特に村研の中心問題である「家と村」
の実体もこの30年ほどの間にそれ以前の姿とは比べものにならない
ほど変化してきている。この変化の過程を「家と村」の崩壊の過程
や方向性などをどのように捉え、どのように位置づけるかは現在の村落研
究にとってどうしても必要な課題であろう。

これを受けて、前回の研究会では、黒崎八洲次良会員が「家と村
落」試論」というテーマで、「家—世帯」「むら—行政区」の二つの
軸でできる①「家—むら」、②「家—行政区」、③「世帯—行政区」、
④「世帯—むら」という四類型について報告された。この報告は示
唆を受けること多く、共感を感じるところが多かった。しかし、率
直にいえば、④の「世帯—むら」という類型の説明は不十分という
感想を持つた。この辺の検討が、もう少し、必要であろうと思つた
のがこの報告の動機である。ところで、「家と村落」とを研究する立
場として、私は社会学的方法によつて「地域の基礎的社會關係」と
いう視点を立て、「家と村落」とを再検討して見たい。

一、家と村に関する概念

従来、農村研究において一般に使われている「家」と「村」の概
念に代わって、私は「農村の家族と地域社会」という著書において、
「家族」と「地域社会」の概念を用いるべきだと提唱してきた。と

いのうのは、「家」と「村」とは日本の歴史の発展のある段階に現われた特殊な日本的な概念であると考えられ、通文化的な研究においては一般的な「家族」と「地域社会」という概念の方がより適切であると考えておきたい。それにもかかわらず、この報告では、平仮名で「いえ」と「むら」というタイトルを用いたが、それは從来から用いられてきた「家と村」との概念からあまり離れずに、しかも、「家と村」の歴史的展開と将来展望に触れてみたかたからである。そのためにも、まず「むら」と「いえ」とに關する種々な概念を考察しておきたい。

(一) 村落の概念

初めに、「村落」ないし「村」の概念の検討から出発しよう。

「村落」は、いくつかの意味を含んでいる。第一は、直接接触が可能な限定された範囲の人々の、なんらかの社会的統一性をもつた小地域社会すなわち農村的集落であると規定できる。第二に、「村落」は、農村の住民の社会生活を送る基礎的場所であり、定住的な人々がつくりだした特定の社会関係の総体を指している。それをさらに進めば、第三に、外部から区別される制度・規則・慣行などの独自の価値規範の体系、伝統的な文化的特殊性を作り上げ、それによって村落民の帰属意識を高め、村落民の行為の様式ないし基準とする、人々の生活の志向性の対象としての人間生活の基礎的な枠組みと考えることばができる。

つぎに、漢字の「村」および仮名で表現した「むら」「ムラ」はそれぞれ微妙なニュアンスの差はあるが、①「村落」の簡略語として用いられることが多い。②村落という用語とは別のニュアンスを持たせて、特殊日本的な村落共同体の意味に用いられるこ

ともあるし、③さらにもう少し漠然と、村落における社会関係ないし社会的状況を示す概念として用いられることが多い。ただし④「村」は明治以後は行政上の単位を示すこともあつた。

(二) 家族の概念

次に、「家族」は、同様に、第一に、性的血縁的関係を基礎とした小人数の生活の基礎的単位としての集団であると規定できる。第二に、村落と同様に、生活の志向性の対象としての基礎的枠組みの一つであるという意味をも持つていて。

「家」または「いえ」は、第一には、漠然と定住的な社会および生産の単位としての家族の意味に使われることが多い。第二に先祖から子孫にまで伝承された系譜や財産に宿る観念的なものをさすことが多い。その具体化した形が第三の特殊日本的な「家」制度であり、その具体的内容は家父長的直系家族を指している。ここでは第三の場合を指すものとしたい。

(三) 地域社会の概念

終わりに、「地域社会」は生活関連と、地域文化などを基礎とし、そこに生じた社会問題を契機としてある組織を持つ地域の社会的統一体と規定しておきたい。その統一体としての体系は常に一定であつたわけではなく、時代とともにその基礎的な社会関係は変化し、その社会体系も変化する。村落、都市は地域社会の一種で堆積しているが、その地域社会の特徴を示すような、ある基礎とな

二、地域の基礎的社会関係

地域社会における社会関係は複雑多岐にわたり、しかも累積し、

る社会関係を考え、その基礎の上に多くの社会関係が配列されないと考えることができる。例えば、マルクス主義では、生産関係が土台となり、多くの社会関係に及ぶと考えているが、地域社会の場合は、その地域の人々の生活の資料を獲得し、生活を維持していくために、自然や外部の敵に対しても生活態度にまで拡大して考へてもよいのではないかと思う。そしてそのような基礎的社会関係は、その地域社会を構成する基本的な原理となるのみでなく、さらに、全体社会・地域社会・家族・個人などの生活の基礎的枠組みのいずれに力点を置き、志向するかによつてその基本的性格が特徴づけられる。

かつてこのような社会の基本的性格づけの概念として社会学ではゲマインシヤフトとゲゼルシャフトという概念がよく用いられた。現在では、「価値体系」とか「パラダイムの転換」という用語が用いられることが多い。これらの概念は、ある時代の特徴を他の時代から区別し、ある社会の特徴を他の社会から区別して類型化を行おうとする意図を含んでいると考えることができる。しかし、ここではあえて「地域の基礎的社会関係」という概念を用いて、地域社会の性格の類型化を行つて行きたい。

以下、このような視点から基礎的社会関係に対応させて、日本農村の地域社会の三つの類型を設定してみたい。

(一) 共同関係と共同体

地域社会の第一の類型は、直接的共同関係にもとづく共同体である。これは、比較的単純な型の分業による協力関係も含めて、同種のもの、類似したもの、等質な者の間の単純な協力に基づく直接的共同関係にもとづく、地域共同体または村落共同体をふく

るものと見なすことができる。それは自然や外敵との共同の闘いや防衛そして同じ仲間との相互扶助を通じて生活の直接的共同性に基づく共同組織をもつており、また、ある程度の社会的封鎖性をもつた局地的小宇宙という特徴をもつた農村における共同組織と規定することができる。

共同体の段階では、封鎖された狭い生活圏のなかで人々は土地に密着し、自然に直接に接觸して暮らしていただゆえに、生活資源の獲得という点では、自然の波動の影響を直接に受けやすかつた。そしてまた、外敵や外部の支配者達から団結して相互に防衛することも必要であった。そして何よりも自然の災害や生活の困難性から相互に扶助することが必要であった。かくて「自然に対する人間の闘い」と「外部に対する共同防衛」それに「仲間にに対する相互扶助」という原理を生活の基調として生活しなければならなかつた。したがつて、共同体段階においては、家族や個人よりも村（または地域）を最優先させて行動しなければならなかつた。すなわち、共同体志向型の生活態度が必要であった。

(二) 競合関係と競合体

地域の基礎的社会関係の第二は、競合関係（コンカレンス）である。これは、共同ないし協力を内に含んだ競争の関係をいう。競争の関係（コンペティション）はある共通な目標を同時に複数の人々が追求する間接的闘争ないし平和的闘争の性格を持つている。われわれがここで問題としている地域競合体における競合関係とは、同じ地域に居住して、協力し、共同すべき人と競争するプロセスである。そして競合関係に対応する地域社会が地域競合体または村落競合体と考えることができる。

自然に対する戦いの要因が技術の発達によつて安定し、外部の敵や支配者の圧力が緩和され、さらに、村落が封鎖性を失い、開放化の傾向を辿ると、村落は共同体的性格を縮小し、それに相応じて村落の競合的性格が増大してくる。村落共同体が村落という

枠組によつて自然や外敵と闘う団結の組織であるとするならば、

地域競合体は「自然に対するたたかい」の基調は残しながらも、次第に「人間の人間に対する闘い」へその基調を移行しつつある地域社会である。村落の内部において、または村落の範囲を少し超えた地域で、人間同士がお互いに張合い競合し、同じ仲間が相互に競い合う社会である。かくて地域社会ないし村落の内部において競争関係が成立し、その結果、勢力分配の不均衡が生じ、階級が成立する。

(二) 機能的連関と複合体

地域の基礎的社会関係の第三の型として、異種なものを結合する分業や競争の原理に基づく機能的連関をあげることができる。

機能的連関とは、分業体制にある人々の間や売り手と買い手のような競争関係にある人々のよう、違った役割や機能のゆえに、連関する事実をさしていうのである。発達した段階の社会になると、等質者による直接的共同のみでなく、異質者の間を結ぶ機能的連関が発達してくる。

この機能的連関に対応する地域社会は地域複合体ないし村落複合体と見なすことができる。ここで「複合体」とは、「相互に異質的な成員や要素を、その機能と自主性に基づいて結合した社会的統一体」と規定したい。このように規定した地域複合体の内容は次のような特徴によつて示される。

- ① 機能的連関性にもとづいて、異質的となり、機能的に分化した諸個人・諸家族・諸集団を相互依存し、連結せしめ、
- ② 分業の原理によつて異なる能力を持つ人々を適材適所に配置し、
- ③ 民主主義の原理によつて個人の自覚と自主性とを行動の基準として再び結合し再編して、

④ 地域の産業、地域基盤、人間関係そして地域文化を再編して地域 자체に活力を与えるとともに、外側のより大きな社会の変動にも対応できるような、地域の組織体である。

三、農村の「いえ」と「むら」の展開

以上に述べた基礎的社会関係の類型とその組織体の類型とを日本の農村社会に当てはめ、各段階の村落と家族の形態と性格を類型化すると、表一のことくなるであろう。

表一 農村の家と村の展開段階

対外社会	村落	家族	基礎的社會關係	生活枠組	段階		共 同 体	競 合 体	複 合 体
					調 葉 的 態 度	生活の基 る 戰 い			
村落の封鎖性	村落共同体	扶助的共同・相互扶助型家族	直接的共同・相互扶助型家族	共同志向型家族	自然と外部に対する戦い	自然と外部に対する戦い	家志向	競合＝競争・共同	機能的連関
村落連合	合	家志向型家族	村落競合体・家連	個人志向型家族	自然と外部に対する戦い	自然と外部に対する戦い	個人志向	個人志向	個人志向
広域地域社会			村落複合体	個人志向型家族					

共同体段階の家族と村落

まず、共同体段階の村落と家族の特徴についてみて行きたい。

(1) 村落の封鎖性

古い地域社会は封鎖された村落共同体としての性格をもつていた。その特徴は、人口存在の様態がその封鎖された地域の資源によって直接に限定され、自然の波動に直接に影響されるということであつた。豊かな年は比較的多くの人口を抱えることができるが、不作や飢饉の年がくると栄養失調や病気のため生命を失う者も生ずる。封鎖社会では、このように、災害の年には死亡が急に増加し、潤沢の年には死亡が減るというように、自然の変動に対しても人口を受動的に適応させて行かなければならぬ。しかしながら、人間は単に受動的に自然に身を任せ、死んでいくのみではない。それを回避するために積極的、消極的に再適応していく。再適応の積極的な原理は「自然に対する人間の闘い」である。人々は、自分たちの生命を守り、自らの地域社会を維持して行くためには、自然の災害と闘い、外部の敵と闘わなければならなかつた。そのためには、団結し、共同し、相互に扶助して地域共同体という組織を形成しなければならなかつた。

(2) 共同体志向型家族

共同体的性質の強い村では個別の家族の独立性は比較的弱く、個人の行動はむしろ家族の枠を超えて共同体に短絡する傾向をもつてゐる。村落共同体においては、共同体の秩序の維持、その全體的利益が最優先に考えられる「共同体主義のイデオロギー」が支配していると考えられる「姫岡勤「婚姻の概念と類

このように共同体優先のイデオロギーの支配的な村落においては家族は獨得の形態をとる。それを私は共同体志向型の家族とよぶ。その特徴を列挙するならば次の通りである。

(1) 無家格制

共同体志向型の家族は家族間の階級的序列がほとんどないがまたは少ない。一度決定されると世代を超えて永続的に存続する家格とか身分階層的序列が存在しないのである。その村落はフラットな社会である。

(2) 非嫁入り婚

共同体志向型の家族においては結婚は必ずしも嫁入り婚方式をとらない。

例えば、結婚開始の婚舎は自宅ではなくて、むしろ寝宿で行われる寝屋婚や婚姻成立後直ちに共同居住することなく、各々の生家に別居しながら、夫が妻のもとに通つて来るという一時的つまり婚の慣行が存在した。この様な慣行がおこなわれる村では、概して高度の内婚が成立しており、男性と女性との間に社会的地位の格差は少ない。

(3) 末子相続・隠居分家と隠居複世帯慣行

この型の家族では長男单独相続制は必ずしも厳密には守られていない。その一例は末子相続である。子どもたちが結婚すると、順次に両親の家を去つて別の家に住み、独立する。

最後にもつとも若い息子が両親と同居し、その家を継ぐ形をとるので末子相続といわれる。次に、長男が結婚すると本家を継ぎ、両親の方がそれ以外の息子や娘を連れて別の住居に移り、あたかも親の方が分家するように見えるので、隠居分家または父分家とよばれる慣行が存在した。さらに、隠居分家の変形である隠居複世帯と呼ばれる慣行があり、長男が結婚すると本屋を継ぎ、親の方がその未婚の子女を連れて、同じ屋敷の内部の隠居屋に引き移り、田畠も本屋と隠居で適当な比率で分配し、農業生産から世帯の会計、炊事なども別にする慣行である。これらの慣行は、家観念が発達する程度に応じて、上に述べた順序で展開するものと考えられる。

このような家族慣行は現在ではごく僻地の山間村や漁村にしかみられないが、このようなところの共通の条件は、生産性の比較的低く、山林や漁場の様な生産の基礎的生産手段が村落共同体で所有ないし管理され、しかも封鎖性が非常に強くて、共同体的秩序の保全が優先して考えられるような共同体主義イデオロギーが存在しているようなところである。したがって、この様な家族は単に例外的なものとみるべきでなく、むしろ日本における農村家族の原型とみるべきであろう。なんとなれば、古い型の地域社会は村落共同体的性格をもつていたからである。

(2) 競合体段階の家と村

(1) 耕地の私有化と村落の機能

競合体の段階になると、農村において資産の増加を目標として各家が競合ないし競争するのであるが、資産の代表的なものである耕地には限りがあるので、増加した家があれば、その対

極に資産を失うものができる。その結果、農地における所有の格差が生じ、いわゆる農民層が分解して行くのである。農耕の基盤である土地の所有貸借をめぐる競合は地主—小作の関係をうみだす。それが身分階層制と結びついて、家格をうみ、また地主小作制を作りだしていく。

江戸時代に既に地主的耕地集中がみられた。

明治になると、大多数の農民は窮乏化の道を歩み、農民の多数が土地を喪失して小作農に転落し、他方では、土地を集積した寄生地主を生み、明治の末期には寄生地主制がほぼ完成した。この寄生地主制は戦後の農地改革で崩壊した。この結果、高率現物小作料にもとづく寄生地主的土地位所有が排除され、自作農的土地所有が一般的となつた。そして階級としての地主階級を一掃し、ひいては日本農村の民主化の方向づけを可能にした。しかしながら経営規模の大小の差は解消することはできなく、新たな農村の階層分化をもたらすものとなつた。

競合関係は間接的闘争の性格も持つてゐる故にお互いに競合する家と家とは分離し、相反する傾向も少なからず存在した。その様な家間の調整が村落のもつ重要な機能であつた。従つて村落は規則・規程・慣習・おきての類を通じて家と家の間の関係を調整し、規制すると同時に、それに加えて個別の家の農業経営の管理の域を脱するような農道や水利の管理を担当して個別の農業経営を補完する役割をも担つっていた。

(2) 家志向型家族の特徴

競合体の段階に対応する家族形態は、「家」制度にもとづく家志向型の家族である。これは「家」の存続を第一義に考え、「家」

を志向する家族である。その性格を簡単に表現すれば、「家父長的直系家族」である。わが国の戦前の農村のみでなく都市においてもつとも普通で一般的な家族類型であった。

「家」制度に基づく家志向型家族の特徴をまとめてみると、
①長男単独相続制に基づく直系家族、②家父長權、③嫁入り婚、
④家格制となるであろう。

これらの特徴を總て純粹に保持している家族は、戦前の農村においてさえ見いだすのが困難であった。というのはどの農村でも、共同体志向型の生活態度を多少は残存していたし、また近代的な個人志向型家族の傾向も全く備えていなかつたともい難いからである。

(三)

複合体段階の家族と地域社会

(1) 地域複合体の形成

現在の日本の農村は複合体の最初の段階に突入しようとしているといえる。

その第一は、高度経済成長期以来、大量の労働力が農業から他産業へ流出し、過疎・過密の両極の地域を作りだしたと同時に、商品経済が農村の隅々にまで浸透し、自給自足経済がほとんど壊滅した点にある。

その第二は、一般の農村では、一方では換金作物の栽培や高度な技術を駆使して多角的な経営を行い、商品生産を目指す一握りの専業農家群を析出すると同時に、他方では、農業部門における現金収入の不足を他産業に求め、または農業を自家消費の域に出ない程度にとどめる、大量の兼業農家群が現れてきたことである。兼業農家は、村外に通勤したり、在来の産業では

ない他産業に従事するという意味で、従来の村落の封鎖性を崩し、農村に異質性をもたらすものということができる。この点に農村異質化の傾向の基礎を求めることができる。

その第三は、農業構造改善事業による基盤整備の進行、農業機械、農薬、化学肥料などの発達のような農業技術革新による農業の労働生産性の向上や生活水準の上昇にもかかわらず、最近において、米の生産調整、稻作転換政策への対処の問題、野菜・果実・畜産物などの生産過剉や価格の乱高下の問題、さらには畜産廃棄物の処理に関する公害の問題、農薬、化学肥料の多投からくる地力の低下・土壤の汚染を含む生態系の破壊の問題などが錯綜して、地域農業・地域複合農業という考えが登場してきたことである。従来の日本の農業は稻作を中心として、それに若干の換金作物を配した稻作中心作物体系をとっていたが、ここでは「家」が経営主体で、「村」が水や道の管理保全、病虫害の共同防除など、家族農業を保管する役割を果たしていた。これに対しても、地域複合農業においては稻以外の多種の作物や部門が導入され、従来の「村」によって条件づけられていた農業は、農協や役場、改良普及所などの機関を含む「村」よりも広く高次の「地域社会」が管理保全の役割を担うにいたるのである。

その第四は、商品経済の浸透につれて、地域社会においても、従来の村落が持っていた封鎖性は一層崩れてきて、異質性が増加してきた。そして全体社会の工業化情報化の潮流に応じて、地域の機能的連関性が発達し、地域の中心と周辺の分化を生みだしていることである。都市と農村とが複合的に機能的に連関

した広域地域社会を形成し、さらには地域複合体形成の方向性をとっているといえよう。

(2) 個人志向型家族の出現

① 「家」の変質

地域複合体に対応する家族は、個人志向型の家族である。

これは、産業革命を経て工場制工業が発達するにつれて都市の労働者家族に典型的に発展してきた家族の形態である。その特徴は、①個人の独立と自由を標榜し、個人主義と両性的の平等を原理とする家族である。②恋愛による男女の自由な交際から結婚に到達し、③結婚と同時に新しい家族が創設され、夫婦結合が重視され、夫婦とその未婚の子女からなる夫婦家族（または核家族）を特徴とし、④相続は子供達による均分相続の形態をとる。

日本においては、第二次大戦後、新憲法の制定、民法や家族法の改正を契機として、少なくとも法的には旧来の「家」制度は一掃され、家父長制が廃止された。家督相続の制度が廃止され、長男単独相続制から均分相続制へ移行し、親の扶養義務も子女の共同責任へ、婚姻は両性の合意によつてのみ成立するというように、従来の「家」制度は少なくとも法的形式的には崩壊したのである。

しかしながら、農村においては家制度の一面である家父長的権威主義的価値観は崩れたとしても、直系家族の側面は容易に崩壊しなかつた。というのは、農村の経済的基盤である農業は依然として個別の家族に分割された農地を直系家族員の労働力で耕し、これ以上分割すれば農業經營自体が成り立

たないほど小規模の小農經營の形をとつていたからである。

このようにして農村の家志向型家族は、その半面である家父長的権威主義はふり捨てながらも、そのもう一つの面である直系家族的な性格はなお温存していったのである。

② 直系家族の変質

最近においては、農村家族も大きな変動の転機が訪れてきた。

兼業の発達は、個別の労働に対する対価としての賃金をうることにより、家族員の家産や家業への依存度を減じた。それだけ家への志向性を減ずるのである。そして農村の人々は、直系家族の根幹である長男単独相続制や親の扶養までは否定しないが、若夫婦は親の世帯とは生活を分けたいという願望が次第に増加していく。また家族内の役割分担も変化している。

このようにして家志向型の家族から家父長制を取り除き、さらに直系家族制をも親子の近接的分居によつて修正を加えた修正直系家族（那須宗一）ないし直系分居家族という形態も検討される必要が生じてきた。

③ 核家族世帯・単独老齢者世帯の増加

最近の農村では特に高度経済成長期以来、若年労働力の流出によつて農村に老人のみを残すケースが増え、深刻な過疎現象を生じてきた。これには農村における嫁飢餓、後継者不足となるんで老人扶養の問題が加わる。これら一連の現象は農村においても直系家族制が危機の状態にあることを示している。そしてそれに変わる個人志向型の家族の長所を

いかに現実に適合する形で導入するかが現在の農村の人々の関心事であるといえよう。

四、現在の日本農村の「いえ」と「むら」

今まで述べてきた日本の農村の三段階の類型に則りながら、現在の日本の「いえ」と「むら」に関する私達の実態調査から考察してみよう。

(一) 生活の志向性

生活の志向性を調べるために「あなたは生活の力点を①国、②村または地域社会、③家または家族、④個人のうちどれに一番おくべきだと思いますか。また二番目はどうですか」という質問を山梨県中富町〔過疎地帯〕(一九八六年)、岩手県金ヶ崎町(一九八四年)、長野県飯田市(一九八三年)の三の調査地点について世帯主およびその妻に直接による調査をおこなった。その集計結果は表二の通りである。

いずれの調査地点においても、「家」に最も力点がおかれ、二番が「村」、三番が「個人」で、最後が「国」であるが、微妙に差異がみられる。「家」および「村」への志向性では、岩手—長野—山梨の順で、個人では山梨—岩手—長野である。

不明は山梨中富町が最大である。ここは山間村で、過疎化の進行がもつともきつい。その関係で住民は生活の指向性を見失ってしまっていると解釈される。

(二) 「家」観念の実態

次に、「家」制度に関する観念の程度を知るために、前述の調査地点に加えて愛知県幸田町(一九八五年)の農村の世帯主とその妻

表2 住民の生活の志向性

		国	村	家	個人	不明	計
山梨 中富町 1986年	1位	5	30	107	25	67	234
	2位	0	70	36	59	69	234
	得点	4.3	55.6	106.8	46.6	86.8	300.0
岩手 金ヶ崎町 1984年	1位	4	16	115	9	2	146
	2位	2	70	23	49	2	146
	得点	6.8	69.9	173.3	45.9	4.1	300.0
長野 飯田市 1983年	1位	2	13	148	20	37	220
	2位	4	109	29	46	32	220
	得点	3.6	61.4	147.7	39.1	48.2	300.0

〈注〉得点 = (1位 × 2 + 2位 × 1)/合計、したがって300点満点となる

〈資料〉明治大学農村社会学研究室の調査による。

に対しても直接調査をおこなった。表三は家制度に関する観念を測定するために用意された次の質問の回答を集計したものである。
(1) 今法律では子供たちに財産を平等に分けることになつていいが、農家の場合、長男ひとりで相続した方がよい。(長男単独

相続)

- (2) 先祖から伝わった田畠でも必要な時は手放すのもやむを得ない。(家産の継承)
- (3) 嫁は一旦嫁いだ以上、やはりその家の家風に従うのがよい。(嫁入り婚)
- (4) 結婚相手を決めるときは当人である子供本位ではなく、やはり家のことを考えて決めた方がよい。(配偶者の選定)
- (5) 家での重要な事項の決定には、なんといっても父親の意見が優先されるべきだ。(家父長權)
- (6) 子供がいないときは養子をもらつても家を絶やさないのがよい。(家の継続)
- (7) 同居して親の面倒を見るのは、やはり長男の責任である。(親との同居)
- (8) 夫婦は平等と言われるようになつたが、夫が大きい力を持つ方がうまく行く。(夫婦関係)
- (9) 家名をあげることよりも、個人の生活の方が大切である。(家名)
- (10) 先祖の祭りは、やはり絶やしてはならない。(先祖祭祀)

現在の日本では、戦前の貧しかった段階には想像も及ばぬほどの豊かさを達成して繁栄を誇っているように見える。しかし、その陰には、大量の労働力を移動させて、過疎にあえぎ、農産物の自由化と輸入枠拡大によって、農業不振を招き、また生産過剰に陥つて、生産調整や価格の乱高下に悩む農村があることは忘れてはならない。若い人々はもはや農村にとどまらず、老齢者のみがあとを守る村も多くなつてている。このままでは農村は崩壊せざるをえない。停滞化した農村を再び、活性化する道は、いうまでもなく、地域の産業を振興して若い人まで就業の機会を増加することが第一歩である。

表3 「家」制度についての観念

	長野 一九八三年 飯田市	岩手 一九八四年 金ヶ崎町	愛知 一九八五年 幸田町	山梨 一九八六年 中富町
調査数	205	140	184	163
1. 先祖祭祀	3.63	3.41	3.55	3.31
2. 親と長男の単独相続	3.14	3.25	3.06	2.74
3. 夫婦の離婚	2.91	3.05	3.01	2.86
4. 家族の継続	2.88	2.96	3.00	2.82
5. 嫁入り長權	2.73	2.76	2.83	2.36
6. 家父長權	2.72	2.79	2.84	2.51
7. 配偶者選択	2.62	2.64	2.92	2.64
8. 家産の継承	1.63	2.06	1.69	1.63
9. 家名	1.18	1.56	1.62	1.54
10. 平均	1.16	1.25	1.65	1.33
平均	2.46	2.58	2.53	2.37

（注）家観念の強い回答から弱い回答へ順次得点4から0までを与えて平均を算出した。

また、現在の地域社会においては、農村と都市との間には基礎的必要の充足という事実を媒介にして交通機関の発達による機能的連関性が発達してきた。これによつて異質的となつた地域を統合して地域複合体が次第に生成されてくる基礎ができるつある。しかし機能的連関によつて形成される地域社会は周辺的な農村と都市的中心とを連結する系列化された冷徹な客観的空间を特徴とする。したがつて、機能的連関が発達したにもかかわらず、住民は分離し、孤立し、地域的連帶を失うといつ結果に陥りやすい。その連帶性を失つた農村住民の横の連絡を求める、新たな地域の組織を建設するために「民主主義」という原理が導入されなければならない。このようにして、広域な地域社会が主体的社会空間として再編され、地域複合体としての新しい農村コミュニティの建設が望まれるのである。

参考

- 長谷川昭彦「農村の家族と地域社会——その論理と課題」御茶の水書房、一九八六年
- 〃 「地域の社会学——むらの再編と振興」日本経済評論社、一九八七年
- 一九八七年
〈討 論〉
- 討論は、表1に示される整理を中心に行われた。主な意見・質問とそれに対する回答は、次の通りである。

相川会員

①二段階でなく三段階として提起されたことの意味——共同体の崩壊と言うだけでは、新しい展望が開けない。②抽象的な社会関係、組織体の概念を実証可能な概念とするが必要である。③その場合、生産手段や土地をめぐる生産関係を社会関係にどうつなげていくのか——今回の報告では、その点を省略した。④また水平的分業から垂直的分業への転換条件はなにか。

高橋会員 ①共同体志向型家族は漁村等でみられるが、歴史上ではどこに位置づけられるのか——共同体志向型家族は奈良時代までさかのぼるが、モデルの原点としてもとらえることができる。②通文化比較のために家族、地域社会という概念を使うとしながら、家を前提とした家族類型が用いられている——日本では家を離れて家族を実感できない。③第三段階では、新しいコミュニティーが想定されているが、それ自体がモデル化してしまい、多様な個人が混在している現実が無視されはしないか——現在における個人の多様性をとらえるために、家志向型家族と個人志向型家族の中間として直系分居家族と言つた言葉も使ってみた。

東会員 展開段階と類型の関係について、ある段階の中で類型を考えるのか、それとも段階と類型は対応するのか——当初は地域比較のために家族類型を考えたが、それにとどまらなくなり、時代的な類型とした。

農家家族の多様な展開

— 成員の経歴に着目して —

石 原 豊 美

一、はじめに

農家出身者や農村出身者の経歴形成がどのように行われていくのか、その際に個々人の内部の要因、他者との関係、家族レヴェルや地域社会レヴェルの要因などがどのように関連し合っていくのだろうかといったところに関心をもつてきた。この関心の背景には、農業を職業としてどのように評価すればよいのだろうかという今日ますます重要な問題がある。この問題に対して何らかの接近を試みようとするならば、現在農業の担い手である人のみでなく、生涯の何らかの時期に何らかのかたちで農業にかかりをもつ多くの人々を考察の射程にとりこむ必要があるだろう。どのような人々が、生涯どの時期に、どのようななかたちで農業とかかわりをもつか、また（その可能性を有しながら）もたないのかといった問題をたてることが重要になつてきていると思う。

昭和六〇年に宮城県の米山町へ調査に出かける機会を得たときにこうした関心からの調査項目を組み込んで、男性農家世帯員の経歴に関する若干の情報を収集することができた。さらに、その翌々年には米山の同じ農家の女性世帯員についての調査を行つた。男女世帯員の経歴についてあわせて分析してみたところ、全体として個々の影響を及ぼしていることがわかつた。米山の調査事例は、全体として農外労働市場が未発達なかで比較的ゆたかな農業経営基盤と家族生活における直系制とが維持されているという点で特徴的だつた。その後、米山とは就業をめぐる条件が異なるなかで農家の人々がどのような経歴を形成してきたのか、とりわけ就業形態の変化が大きいまいにこれが家族のあり方とどのようにかかわつてくるだろうかといったことをたしかめてみたいと考え、今年二月に兼業深化地域に位置する滋賀県愛東町での調査を実施した。これら一連の調査により、地域的な条件を異にしさまざまなかたちの農業経営を営む家族の成員となつている男女三六九人についてのデータを得たことになる。

以下の報告では、この二地域での調査結果を紹介しながら、農家世帯員の経歴とともに就業経歴の形成と農家家族について考えてみたいと思う。最終的には成員の経歴を積み重ねてみたばあいに家族がどう描けるのだろうかといった意味での家族の動態的な把握を目指しているが、今日の報告は、農家成員がどのような経歴を形成してきたのか、そのことと農家家族のあり方とはどのようにかかわっているのか、といった点を中心扱うことになる。

二、二つの調査対象地域の概況

さて、第一の調査地である宮城県米山町は、仙台から北北東へ五〇キロメートルほどのところにあり、東北地方の代表的な稲作地帯のひとつとしてよく知られている。この米山町のT集落の、三区まである農事実行組合の一区と二区に属する農家（四六世帯）と、そ

の世帯員のうち昭和四〇年以前に生まれた者（男性九四人、女性一〇三人）を対象として面接きとり調査を実施した。

米山町の、とくに調査対象となつたT集落ではI兼業農家の占める割合が高く（六〇・六%）、全国平均と比較してもまた宮城県のなかでみても独特な専兼別農家構成となつてゐる。農業経営としては、二ヘクタール程度の稻作に加えて小規模な畜産を取り入れているものが多い。この畜産は、高齢者のほかに昼間は恒常的勤務をしている若い後継者たちがしばしば担当していた。家族構成の特徴としては、国勢調査でいう「その他の親族世帯」つまり世帯主とその親族を中心とした者から成る家族のうち核家族世帯の形態をとらない世帯の占める割合が非常に高い（八九・一%）ことがあげられる。T集落ではこの「その他の親族世帯」のうち半数強が三世代家族であり他は四世代家族である。一世帯当りの世帯員数は五・八人となり世帯規模が大きい。

第二の調査地の滋賀県愛東町は、琵琶湖の東岸に位置する。調査を実施したのは愛東町の○集落である。○集落の隣組一～十二のうち一組から八組までに入つてゐる農家（五三世帯）の昭和四〇年までに生まれた世帯員（男性七九人、女性九三人）を対象として面接きとり調査を実施した。

湖東地域では、名神高速道路開通の影響もあつて昭和三〇年代後半より急速に雇用機会が増大した。そのころから滋賀県全体でも兼業化がすすみ、現在では全国的にみても有数の兼業深化地域となつてゐる。愛東町の○集落ではII兼業農家率が高く八割をこえている。農業経営では、一ヘクタール程度の稻作のほかに数アールの茶を栽培しているものが多い。ただし、所有する水田を全部貸し付けてし

まい、茶のみを販売している農家が三世帯、同じく水田を全部貸し付けて自給野菜の作付のみとなつてゐる世帯が八世帯あることが注目される。家族構成では「その他の親族世帯」が六九・八%と多い。このうちほとんどが三世代型の家族であり、四世代のものは三世帯のみであった。平均世帯員数は四・七人とやや多い。

三、経歴の世代的な変化と地域性

このような二つの地域で農家の人々がどのような経歴を形成してきたのかをみていくたい。ここではさしあたり、「経歴」を次の二つの次元でおさえていくことにする。すなわち、一つは学校卒業—結婚—子どもの誕生—子どもの結婚といった本人や家族の経歴上のnormal eventsといわれる出来事の次元（これを狭い意味での「ライフコース」と称しておきたい）であり、もう一つは仕事上の種々の経験の集積としての「就業経歴」の次元である。

(1) ライフコースの世代的な変化と地域性

まずこの狭義のライフコースの世代的な変化と二つの地域での相違の有無をみるために、男性については学校卒業、結婚、あとつき誕生、同居あとつき結婚、父死亡のそれぞれの出来事を経験していくか否か、経験者についてはそのときの年齢をみた。また女性については学校卒業、結婚、第一子出産、末子出産、同居あとつき結婚、初孫誕生、夫死亡を主要な出来事として設定し、それらとあわせて子ど�数もみてきた。

男性のライフコースにかんする主要な特徴は、①教育終了が若い世代になるほど遅くなつてゐること ②結婚年齢に著しい地域差があること、の二点である。②についてもう少し詳しくみると、米山

の男性は愛東の男性よりも約四歳早く結婚している。この結婚年齢の差が両地域で世代をこえて維持されている。つまり米山の父は愛

東の父よりも四歳早く結婚し、米山の息子も愛東の息子より四歳はやく結婚する。このため、年長の世代について同居あとつぎ結婚時の年齢に一〇歳近い開きが出てくるのである。平均初婚年齢を統計でたしかめてみる限り、戦前でも宮城県男性の平均は全国平均よりせいぜい一歳若いだけである。滋賀県の男性は全国平均とあまり変わりない。米山の男性の早婚は、農業生産力が低く結の形成や住み込み労働力（＝「長手間」）の家族への取り込みが行なわれていた段階で多くの農業労働力の必要のために生じてき、それが慣習化され今日にいたっているのかもしれない。いずれにせよ、このことは米山において四世代家族が出現してくる理由の一つになつてゐる（もちろん四世代家族が成立するもう一つの条件として年長世代の寿命が長いことが必要になつてくるのだが）。

一方、女性の方は、両地域とも若い世代になるほど①教育を遅くまで受け②やや遅く結婚するようになり③早く末子を産み終え④少ない数の子どもをもつようになつてゐる。七〇歳以上の女性の結婚年齢が約四歳、初孫誕生時の年齢が約一〇歳米山で愛東よりも若くなつており——これは特に愛東の女性の多くが高等科を卒業をしており、尋常小学校卒業後生家にて農業に従事するだけだったあとしばらく生家にいてそのあと女中奉公に出、結婚が決まつた時点で生家に戻つて一年かけて「農業の練習」をするといった生活をしており、尋常小学校卒業後生家にて農業に従事するだけだった米山の女性と比べて結婚が遅くなりがちだつたことと関連している——、全体として愛東よりも米山の女性の方が〇・五九一・〇人多く子どもを産んでいるという点で地域差が認められるが、二地域

間の相違よりは世代的変化における共通性の方を強調しておきたいと思う。

(二) 就業経歴の五類型

さきとり調査によつて得た就業経歴にかんする情報を、農業と農業以外の仕事それぞれの経験年数、両方を経験しているばあいにはいずれが主か、農外就業の雇用形態は何か、経歴上の転換点の有無とその時期などに着目して検討した結果、次の五つの主要な類型を引き出すことができた。

第一は短期間の農外就労経験をもつわざかの例を除けば一貫して農業のみに従事してきた就業経歴の型である。これを「I・農業専従一貫型」（以下では単にI型と記す。II・V型についても同様。）と名付けておく。第一は農業を主とする就業形態を維持しながら中途より主として農閑期のみの臨時的な雇用による農外就労を加えることによって農業専従から農業と農外就労との兼業へと転換した就業経歴の型である。これを「II・臨時的農外就労附加型」と名付けておく。第三は農業以外のきまつた仕事から農業のみまたは農業を主とする就業形態へと転換した就業経歴の型である。これを「III・農外→農業中心転換型」と名付でおきたい。第四の就業経歴の型には二つの下位類型が含まれる。ひとつは臨時的な雇用やめまぐるしい転職に特徴づけられる断続的な農外就業上の経験をふんだ末に安定的な仕事を見つけたものであり、もうひとつは最初は農業を主としており就業経歴の後期になつていきなり安定的な農外就業の機会を得たものである。これらをあわせて「IV・安定的農外就業獲得型」と呼んでおきたい。第五は学校卒業以来一貫して農業以外のきまつた勤め先に勤めている就業経歴の型である。これを「V・農

外就業中心型」と名付けることができる。

(三) 就業経歴の型の分布とその地域性

さて、以上の五つの就業経歴の型が二つの調査地でどのようにみられたのかをたしかめていきたい。まず全体像をみてみると、米山では男性はI型とII型、女性でI型が多く、また若い世代を中心として男女ともV型の経歴がみられるようになつてきていた。一方、愛東のばあいは女性のなかにI型の経歴が比較的多くみられるものの全体としては圧倒的にIV型とV型の経歴が多くなっている。特に愛東の男性では半数以上がV型の経歴をもつていて、また、愛東ではII型の経歴がほとんどみられなかつた。III型の経歴は、米山では主として比較的大規模な農業経営をしている世帯の若い世代にみられたのだが、愛東のばあい男女とも大正末ぐらいまでに生まれ、戦前に京阪神方面での奉公（近隣町村出身の「近江商人」）が開いていた「店」への「店行き」や近隣の町（「近江商人」の留守「本宅」）へ女中奉公に出たという人たちがこの就業経歴の担い手となつてゐる。農業の内外の労働条件の相違が、このような就業経歴の地域性をもたらす重要な背景となつてゐると考えられる。

これらの就業経歴の分布について、年齢と経営耕地面積という二つの指標をくみあわせながらもう少し詳しくみておきたい。米山では男性で農外就労を経験している（II、III、IV、V型）のは六〇歳よりも若い年齢層でありそのうち学校卒業後間もなく一定の農外就労の機会を得ることができた（III型およびV型）のは三五歳より若い年齢層である。ただし、三五歳より若い層でも経営規模の大きい世帯のばあいは、農業に専従したり（I型）農業中心の就業形態への転換をとげたり（III型）している。三五歳～六〇

歳のあいだの層で最初から農外就労の機会を求めた（IV型）のは主として経営耕地面積が二ヘクタールより小さい世帯の男性であつた。同じ年齢層でも二ヘクタールより大きい経営規模をもつ世帯の男性は、日稼ぎ的な農外就労の機会の出現を待つて就業形態を転換した（II型）。

米山の女性のばあい、農外就労を経験した（III型）高齢者が存在しており、II型とIII型の境界が農業経営規模の一定の線としてあらわれないという点で男性と異なつてゐる。とはいへ、三〇～三五歳以下の年齢層で学校卒業後すぐに農外就労を経験した（III型およびV型）人が多くみられ、そのうち農業経営規模の大きい世帯の既婚女性で年齢の高いものを中心として農業を主とする就業形態への転換（III型）がみられるということは特徴として確認できる。

一方の愛東町についてみると、まず男性では農外就労を経験しなかつた（I型）のは七〇歳をこえ経営耕地が一・七または一・八ヘクタール以上の、ごくわずかの人にすぎない。また、六〇歳代～七〇歳代の男性のなかに、丁稚奉公を経験したあと農業に従事してきた人が若干いる。が、総体としてみると、七〇歳以下の男性の大部分は農業以外の仕事を主（IV型およびV型）としている。四五～七〇歳のあいだの年齢層では経営規模が小さくなると農外就労のみの経歴（V型）を形成していることが多い。四五歳以下では経営規模と関わりなく一貫して農外就労をするようになつてゐる（V型）。愛東の女性のばあいは六〇歳を境界としてそれより年長の人たちが主として農業のみに従事してきた（I型）。ただしのなかに結婚前に女中奉公をしていた経歴（III型）をもつ高齢者がいる。

四〇～六〇歳のあいだの年齢層では経験の後期になつて農外就労を開始（付加）した型（II型およびIV型）がみられる。そのうち経営面積が一・〇ヘクタールをこえるばあいには農外就労を付加しながらも農業を主とする就業形態をくずさない（II型）例が若干みうけられる。四〇～四五歳より若い年齢層では、経営規模の大小に無関係に一貫して農外就労中心の経験を形成してきている（V型）。

ただ、ここで留意しておきたいことは、この二つの地域で、さまざまな世代の、さまざまなる数の成員を抱え、さまざまなかたちの農業を経営している農家の世帯員の就業経験がどのようにこのI～Vのような型として分立してくるのかということを説明しようとする際に地域的な大きな相違をこえて、年齢と性と農業経営規模が、指標として何程かの共通的重要性をもつていてあるという点である。すなわち、年齢は、どのような質をもつた農外労働市場がどの年齢層の男性女性それにたいしてどの程度開かれており、農業生産力がどの段階にあつた時期に何歳の人間としてある地域に生きたかといふことで就業経験の形成に関わっている。性は年齢や地域性と深く関わりつつどのような一連の諸役割と人生の課題を遂行することを期待された人間としてある社会に生きたかを示す重要な指標となつてている。また農業経営規模の方は、それを維持していくためにどれだけの農業労働力が必要となりまたそこからどれだけの所得がもたらされるかを決定してくれるという意味でやはり就業経験の形成に関わってくるのである。

こうしたことがらが就業経験の複数の型を分立させる上で作用するということ自体と作用の方向とは、二つの調査地で基本的に相違ないと考えてよいように思われる。異なるのは、たとえば経

営規模に無関係にV型の就業経験がでてくるのは米山では男女とも三〇～三五歳より若い年齢層であるのに対しても愛東では四〇歳代よりも若い層であるといったような、就業経験の型の分立の岐点の絶対値であると考えられる。

四、経歴形成と家族

以上の諸々のことがらは就業経験形成上の実際場面では、相互に絡み合い、また家族内の生活面での役割や労働力配分の調整・再調整問題としてあらわれてくる。したがつて、家族生活や家族農業経営の維持・継承という観点からもう少し二地域での就業の実態を見てみたい。

米山では引退が比較的早くに行われており、たとえば調査対象女性のうち七〇歳をこえた人はすべて「仕事なし」であった。米山の女性のはあい孫の誕生を契機として「仕事が主」から「家事・育児が主」へと引退の第一段階をたどり始める例が少なくない。男性のはあいも六〇歳代では半数が、七〇歳以上になると三分の二が、「仕事なし」となる。こうした早い引退は、家族のなかで若い世代が早く結婚し、また農業労働力が必要なだけ補充されていることによつて可能となつていていると考えられる。

愛東町ではこのような早い引退はみられなかつた。愛東のはあい六〇歳をこえた男女に「仕事が主」の形態がしばしばみられた。六〇歳代の男性では全員が「仕事が主」でありその半数以上が農業以外の仕事を主としていた。七〇歳以上になつても男性のほとんどが農業を主として仕事をしている。女性のはあい六〇歳代では農業を主とするものが六割、七〇歳以上になると半数強が「仕事なし」と

なるが農業や家事・育児を主としている者もある。米山と違つてこうした遅くまでの就業が可能となるのは、特に男性のばあい高齢者にも手近なところに就業機会があるという就業機会の有利性による。しかし、男女ともがこうして容易に「仕事なし」に退いてしまえないう事態がもたらされている背景として、家族内の若い労働力が勤務に出るため高齢者が農業を専ら担つたり「家事・育児」をひきうけたりせざるをえないという点も軽視できない。

愛東の就業形態にかんしてもう一つ気付いたことは、女性のあいだにみられる「家事・育児」専従の形態である。米山のばあいには「家事・育児」は原則的には引退の第一段階をあらわす就業形態であつた。一方この愛東のばあいには若い年齢層でも「家事・育児」に専従している女性が目についた。また就業経歴の型としてはIV型ないしV型に含めて分類されている中年の女性のなかにも、三年から一〇年ぐらいのあいだ「家事・育児」専従の期間をもつた人が何人かあつた。このような「家事・育児」に専従する女性が出てくる背景に、他の家族員が農外就労に出はらつてしまい家のなかに誰かひとり家事・育児担当者が必要になつてくる、他の家族員の就労を通じてある程度の収入が保証されているばあい数年ぐらいは無理をして働きに出るよりも子どもの面倒をみてやる方を好む、といったことがある。また姑にあたる女性がIV型の就業経歴をもつていてようやく獲得した条件のよい就業機会を手放したなく、結婚を機に一度退職した嫁に当面家事と育児を担当してもらうことを望む、若い女性に嫁ぎ先として農家が敬遠されるという風潮のなかで嫁を迎える側の譲歩として（少なくとも当面は）何も「仕事（とりわけ、農業）」をしなくてもよいのでゆつくり子育てでもしながら家に慣れ

てほしいという条件を出す、といったこともある。当の女性自身が「家事・育児」に専従することをどう受け止めているのかも、一様ではない。事例的に二例紹介すると、たとえば子育てが一段落つき農業もそれほど手間がいらなくなつて余裕が出てきたと思つていたら今度は周辺で女性の外働きが始まり「事業主婦（的な生活）」がしていられないような雰囲気になつてきたという女性（五二歳、IV型・高卒—農業／「家事・育児」—電気部品組立工場事務）がいた。また、結婚時に予想していたとはいえ夫が勤めに出ている間子どもとの世話をしながら病気の親族と義父とで留守番をしていることがだんだん苦痛になつてきていた、末の子どもが保育園に入つて再就職できたときにはホッとした、という話をきかせてくれた女性（三三七歳、V型・高卒—役場事務—「家事・育児」—網戸製造工場作業員）もあつた。

さらに就業経歴の転換点でどのような要因が作用したのかをみてみると、雇用条件や農村独自の情報網もさることながら、家族生活と家族農業経営の維持に深く関わることがらがしばしば契機となつていることがわかる。

米山の若い男性の例では、（いつたん他出しても親から呼び戻され早期に配偶者を迎えて親世代と生活を共同し、農業に従事したこと）（III型）家族農業経営が十全に維持されていることを前提とした上で農外就労をする。愛東の中年男性の例では、昇進を伴う単身赴任が兼業農家経営の維持を不可能にするという理由から辞職して農業と両立可能なつとめ先を探す。当面の農外収入が減少しても「兼業」の可能性自体を優先させる。こうしたことは、農外就労上のキャリア形成という点や求職時の自由さという点からみればしばしば逆

機能的である。ここでは経済的な合理性や機会追求の自由とは次元の異なる、家系と家業（としての農業）を維持し継承するべし

という規範性を帯びた価値——家系＝家業継承規範とよんでおきたい——が強く成員の経歴を支配している。

またそもそもあとづき男性の多数が生家から離れて生活した経験をもつてない（ただし、米山で学校卒業後に就職のために、また愛東で大学進学や奉公の延長のために、何人かが数年弱他出した）、これが、直系制が成員の経歴に及ぼす影響の大きさを示唆している。

米山の女性の例では、農家の婚入によつて生家での農作業の手伝いとは異なる、本格的な農業労働力として家族のなかに取り込まれ、子どもの成長と農外就労機会の出現に条件づけられて日稼ぎを始める（II型）。この日稼ぎは農業従事と矛盾しない限りにおいて行われ、義親の病気や孫の誕生によつて中断したり終止したりする。愛東の女性のばあい、米山のような慣習的な早期の引退はみられなかつた。しかし、他の点にかんしては米山の女性と同様に家族生活面の出来事によつて経歴の断絶や転換がみられた。恒常的勤務の形態をとる米山や愛東の女性（V型）でも、学校卒業後の最初の勤めは結婚や妊娠・出産によつてしばしば中断となる。結婚後の農外就労は、総じて、農家の主婦としての役割と両立可能な範囲内で行われ、家族の病気や家族の就業形態の転換などによつて中断する。女性もまた、家族経歴上のさまざまな出来事への適応を原則的に第一主義とすることによつて、この家系と家業の維持・継承という規範に服していると考へられる。

五、農家家族の多様な展開

もつとも、原則としては以上のようなことなのだが、「家」の維持・継承という規範への対応の仕方は多様である。こういった規範からさまざまなかたちで逸脱していく例にももう少し目を向けながら、「家」の継承にかかる価値のどのような変化と相伴いながら進行してきており、それが農家家族のどのような変貌をもたらそそうとしているのかについて考えてみたい。

あとづきが配偶者を迎える世代と同居しながら家族揃つて農業に従事する。生産力の段階や農業经营の規模に応じて労働力を調整しながら年長の者はやがて生産の場から引退していく、それに代わつてまた次世代の若い労働力が育つ。これらの家族が生活の場面でも適切に役割を分担しながら共同して暮らす。これを專業的農家の原型としておく。こうした農家家族の再生産の周期は違つても、米山にも愛東にもこうした原型的な家族があつたと考へられる。ここでは、家の継承ということが、実際にはそれぞれの地域や個別の家がもつ慣習や事情のなかで多少のヴァリエーションをもつて行われていようとも、ともかくも一体としてひとつの規範をなしており、家の内部の個々の成員の経歴を予め決定していたと考へられる。

今日までに多くの農家はこのような原型からの変化を経験してきた。変化の契機として注目されるのは何よりも農外就業機会の出現である。若い世代を中心とする農家世帯全員が農外就業に出でていく。このことの影響は幾段階かにあらわれている。米山を特徴づけていたのは、若い世代が農外就業を中心とする就業経歴（V型）を展開

しながらも畜産部門を担当したり土曜や日曜には必ず農作業をしていたということである。つまり、農外就労をしている若い男女が農業から全くはなれたところで仕事し生活しているわけではないといふ点である。また生活面では「完全同居」が行われている。愛東の調査事例のように兼業が深化しているなかでも、基本的にはこうした形態——生活は家族が共同し、農外就労は農業経営が何とか維持されている限りにおいてその範囲内で行われている——が多かつた。

ここでは生活とくに居住の共同という点に基軸をおきながら仕事の面での農業専従から農業とそれの維持を前提とした上での農外就業とへの分化がみられるのである。言いかえれば、それまで一次元の価値であった家の継承ということが、同居によって支えられる家系の継承と家業としての農業の継承との少なくとも二つの次元に分化しつつあるということになる。また、愛東町で幾例か出会つたのだが、親世代と若い世代とのあいだの生活様式の相違からくる緊張緩和のためや、若い世代が夫婦中心の生活を志向するために、生活のいくつかの場面を分離することも行われてきた。こうしたことは、外的状況の変化に対応する仕方として今まで日本の多くの農家が選択してきた兼業農家化のあり方だといえる。しかしこうしたこと自体は、家の継承、農家の農家としての再生産にとって打撃を与えるものではない。

農家の再生産ということが問題になつてくるのは、ひとつには農外就労を第一義とする就業経歴の発生によつて農業の継承がなされなくなつてしまえばあいである。愛東の調査事例ではすでに水田をすべて貸し付けてわずかの畠に高齢女性が自給野菜や贈答用の茶を栽培するのみとなつてゐる農家が少なくなつた。また父親が農家

をできなくなつた時点で貸し付け農家化する意志を表明する人にも出会つた。農地の所有の主体ではあっても經營をしなくなつてしまつたばあい、こうした家族は少なくとも狭義の「農家」とは区別される家族に変質していると考えた方がよい。ここでは農業経営の主体としての農家は消滅し、家の継承は「家系」の継承といふかたちでのみなされることになる。

農家の再生産が問題になつてくるもう一つの方向は、居住の完全分離によるものである。あとつぎ他出によつてひきおこされる後繼者不在の問題である。調査対象となつたあとつぎ不在農家のなかでは、あとつぎが帰家する見通しのない農家が多かつた。残された單身や夫婦の高齢者のなかには、機械作業のみを委託に出し、自分が生きている限りこの家の農業を守つていくと話した人もあつたが、農地を賃貸したり、さらに夫の死に伴う相続問題など絡んで土地の切り売りをはじめているものがあつた。こうして農家成員が家系の継承と家業としての農業の継承の双方を否定してしまつたばあいには、残されるものは血のつながりとか姓とかいつたもののみとなる。

もうひとつ付け加えておきたいことがある。それは家族にとつての不測の「危機」とそれへの対応ということである。男性労働力の突然の喪失（病気、事故、戦争などによる）は残された家族にとつて大きな影響を及ぼす。ここで家業の維持のために高齢女性が引退をおくらせたり若い男性が進学を断念して早々に就農したりした例がうかんくる。また女性が病人介護のために農外就業をいつたん中断することもしばしば見受けられた。これらは家の維持のための成員の経験転換ないし経験の方向付けの例である。しかしその一方

で、例えば膨大な医療費など現金支出をするばあいにやむをえず土地や家産を処分していくことも行われ得る。家系の維持が行われている限りにおいて家業の再興はやがて可能であるかもしれないが、いずれにせよこうした危機的状況は家の継承と成員の経歴を大きく揺さぶる要因となるのである。

六、おわりに

二地域での調査結果からまず経歴形成における地域性と世代的変化について確認し、つづいてそうした差異を包み込んでいる農家成員の経歴形成と農家家族の維持・継承という問題について若干の考察をすすめてきた。

農家成員の経歴にとつて家の維持・継承という価値は一つの所与としての重みをもつており、この価値から全く自由に経歴を形成していくことはあり得ないのではないか、ということを感じている。ただし、その一方で、外的な環境の変化に条件づけられて成員にとつての経歴形成上の選択の幅は広がつており、また家の維持・継承をめぐる規範も確実に変容している。こうした内外の要因に影響されながら変化していく農家家族の姿をより適切に捉えるために、もう少し論理をととのえていく必要があると思つてゐる。

(五月七日の研究会報告原稿をもとにして加筆・修正を行つた。)

〈討 論〉

討論は、家の継承についての認識と両対象地の相違に関わつて展開された。

まず、家の継承について、相川会員から、家の継承を家系・家業

の継承としているが、兼業化の中で家業の継承がどれだけ意味をもつのか、むしろ家産の継承ではないのか、という疑問がだされた。これに対して、米山町では農業が継承されている事実が示された。また、柿崎会員からは、家經營体＝ベトリー卜は、家産、家業、さらには先祖祭祀までも含んだ概念であるが、これをサラリーマン家庭との比較で整理する必要性が指摘された。

両対象地の相違に関しては、結婚年齢の違い、就業形態の差に端を発して、①結婚後の女子のコース。(米山町) 仕事主→家事育児主→仕事なしと、(愛東町) 家事・育児主→仕事主。②家計委譲。孫結婚時に祖父母世代から親世代へと、孫出生時に姑から嫁へ(即ち家事担当者がサイフをもつ)。③家族形態。直系家族制の維持と、直系分居家族の散見。④世代間緊張。農業経営の方針と、生活時間。といった違いへと論議が展開した。これらの論議において、こうした差異が、何に由来するのか。また、農業的条件、地域的条件、さらにムラの個性がどう関わるのか。こうした点にも関心が集まつた。

最後に座長(高橋会員)から、この報告はライフコースを通して家の動態を見ようとしたのであるが、今後ライフコースと農業との関わり(極論すれば、農業継続が困難なほどライフコースがかわつたのか)、長谷川報告にあつた直系分居家族の問題(家計費、高齢世代の扶養・介護等)の解明が待たれるとのコメントがあつた。

関西・東海地区研究会

日 時 一九八八年五月二一日（土）午後一時～五時
場 所 京大会館一〇五号室

出席者 秋津元輝、泉 幽香、大西行雄、交野正芳、嘉
田由紀子、工藤清光、張 丁香、靄理恵子、寺
口瑞生、鳥越皓之、中野 韶、中野照子、中道
仁美、藤井 勝、古川彰、細野和佐、松本通
晴、山本正和、脇田健一

近畿における「家」研究の動向

相山女学園大学 山 本 正 和

〈報告要旨〉

今日の報告の内容は、戦後における近畿の家・同族に関する研究の流れを概略的にたどってみることである。また、それらをふまえつつ、報告者自身が家を研究するなかで考えてきたことについても最後に付け加えたい。なお、案内では報告題目が「近畿の家の変容」になつていいが、都合により「近畿における「家」研究の動向」に変えさせていただいた。

村研で家が共通課題に取り上げられたのは、一九七四年（二二回大会）、七五年（二三回大会）のときである。それから一〇数年たつ

て、今回再び家が共通課題として取り上げられてくる背景は何なのか。これはひとつ重要な問題であるが、一方近畿における家研究をみてみると、村研の研究課題とかかわったかたちで展開してきたとはいがたい。このことがどういう意味をもつていいのか、この報告での主要な関心はむしろこちらの方である。

さて、一九八四年の村研大会のときに、松本会員が戦後における近畿村落の研究を整理した（松本通晴「近畿における村落研究の諸系譜」「村落社会研究」第二〇集）。この整理軸にそつて、戦後の近畿の家研究も考えていきたいが、そのため簡単に松本論文の内容についておれておこう。松本会員は村落の研究課題を次のように時期区分している。すなわち、第一期（一九五三～一九五七年）、第二期（一九五八～一九六九年）、第三期（一九七〇～一九七六年）、第四期（一九七七～一九八二年）の四つであり、整理軸として、地主制・人口問題・家族問題（第一期）、村落共同体論・農民層分解・農民意識・村の解体・村落変化の推進力（第二期）、生活破壊・資本の農村掌握・都市と農村（第三期）、主体的再編成・農村自治（第四期）をあげている。しかし、近畿村落の研究の流れをみてみると、以上の村研の共通課題との間には大きな落差があり、近畿村落の研究者は独自の問題領域を貫いているように思える。とくに、第三期以降の落差は大きい。一方、経済史などによつて近畿村落の先進性が指摘されていたにもかかわらず、むしろ社会学においては、近畿の周辺部における伝統的家慣行の存在が主張されてきた。したがつて、「むらの解体」という研究課題が村落で取り上げられながら、近畿村落の研究ではむらの「解体」ではなくて、むらの「存続」の側面、もしくは非常に固い社会構造の部分が強く強調されてきた。この落

差が、近畿村落の特質によるものなのか、それとも研究者の問題意識の違いによるもののかは明らかでないにせよ、ともかくそしめた違いの背景を探らなければならない。以上がおおよその松本会員の主張であった。

また、戦後の家族研究の区分については、布施晶子氏（「家族研究の軌跡と課題」『社会学評論』三八一）によると、第一期（戦後～一九六〇）……家族近代化論展開期）、第二期（一九六〇～一九七〇）……内部構造分析展開期）、第三期（一九七〇～一九八〇）……家族問題分析展開期）、第四期（一九八〇～現在）……転換期の家族論展開期）とされている。このうち、第一期については家族の民主化ということで、近畿における家研究と重なりがみられるが、それ以外については、重なりがみられない。

以上を念頭におきつつ、先に述べた近畿村落研究についての時期区分を利用しながら、目にふれたかぎりにおいて戦後の近畿における家研究の展開を後づけたい。まず、戦後から六〇年代まで（第一期）についてみると、その特徴のひとつは、從来東北などで検出されていた家を近畿において確認しようとするところにあつた。近畿の家研究は、戦前期においても都市の家に関する中野卓会員の研究や歴史学からの研究などがあつたが、本格化するのは戦後になつてからである。とくに戦後、丹波の同族団を対象とした竹田聰洲氏の一連の研究は先駆的であった（「村落を構成する同族祭団」「史林」三六一三、など）。また、志摩におけるつまりい婚や隠居制の研究もおこなわれ、姫岡氏の研究へと結実していく（姫岡勤ほか「志摩国府の隠居制」「社会学評論」九一四）。志摩における研究は、家族や夫婦の民主化という背景の中でも問題とされてきたものであつた。一

方、近畿の家研究を考える場合、農村の家研究だけでなく、都市の家研究も考えなければならないだろう。この時期に、都市の家研究で特筆されるべきものは、中野会員による「暖簾内」の研究である（「同業街における同族組織」「社会学研究」一一三、など）。この研究は戦前の有賀氏の村落研究の延長上に位置づけられるもので、地縁的な関係の重視がみられる。さらに、横山定雄氏による研究（「暖簾内習俗にみられる人間関係」立教大学“Human Relations”3）や立命館大学の共同研究（「家業」「立命館大学人文科学研究所紀要」五）もおこなわれた。しかし、前者の横山氏の研究は、それ以後産業社会学の方向へ展開していった。また、後者の立命館大学の研究は民法改正の中での家に焦点が向けられていたため、地域社会をも枠組みにいれた家研究へと発展していかなかつた。

第二期は、おおむね第一期の延長線上にあつたが、重要な点は余田氏によつて株講が取り上げられたことであろう（余田博通ほか「講当・株講・親方子方」「関西学院大学社会学部紀要」八）。それまでの竹田聰洲氏の同族研究が主として宗教祭祀や先祖祭祀の面からおこなわれていたのに対し、余田氏は村落そのものとの関係において同族を捉えようとしたのである。また、竹田氏との家理解の違いを背景としながら、親族組織の中で同族を捉えようとする吉会員の研究も出された（「同族組織と親類関係」「社会学評論」一七一）。しかし、丹波という地域において、強い家、同族のありようを捉えていこうとする立場は第一期と変わつていい。ただ、村落の階層制の中で同族を捉えようとした松本会員の観点は新しいものであつたし（「同族組織と村落構造」「林業村落の史的研究」所収、など）、親族組織の中で捉えようという先の立場もひとつの見方を形

成した。

次にこの時期の都市の家研究についてみてみると、社会学からは中野会員の研究を除けばあまり取り上げられず、むしろ、経済史や経営史の観点から有力な研究が打ち出されたことが特徴である（岡重明「三井諸別家の相続形態」同志社大学『社会科学』三一二・三、など）。これらの研究は、大阪の鴻池や京都の室町の古い商家について、そうした商家が近代にどのように適応していくかという観点から家の変質を捉えていこうとするものであった。近世商家が近代にどのように対応したかという個別資本の研究がおこなわれたのである。それによると、資本の増大とともに、明治の半ば以前にすでに、大商家では所有と経営とが分離していたことが示された。つまり、大経営になると早い時期から家と経営が分離していくのである。しかしながら、中小の商家や都市の中の零細な自営業者についてはふれられておらず、そうした商家の中ではどのように存在しているのかについてが、次の第三期の課題となつていくのである。

次に、第三期についても、株講は一貫して取り上げられている。また、第二期には丹波の、第三期には近江の家格を、歴史的な観点から掲げようとした点も注目される。そのほか、対象地域が拡大するにつれて、多様な家の慣行が研究されるようになつた。概していえば、これ以後の近畿の家の研究は、従来研究されていた同族とは異なる家の慣行を問題としてきたといつてよい。マキや「与力」の研究などはその例である（三上勝也・山本剛郎「山村の同族と『与力』関係」「ソシオロジ」一二一・三、ほか）。さらに、実態調査によって、近畿北部に同族が濃密に分布することが明らかにされ、

これが近畿村落の特色であるということが言われたりもした。一方、都市の家研究については、中小の商家が焦点となつた。中野会員の商家研究を受け継ぎつつ、そうした中小の商家が戦後どのように存在し、機能してきたのかについて研究されたのである。また、職人の家なども対象とされるようになつた。こうした都市の家研究は、商家を老舗と捉えることによつて戦後の家を問うていこうというものであつた。

第四期については、「与力」研究や株講の研究の成果が現われてはきたものの、農村においても都市においても、家研究が大きな展開を見るということはなかつたと思われる。

以上が簡単な整理であるが、まず、近畿の家研究の蓄積は意外と少ないことが指摘できる。また、伝統的慣行が残っている部分に研究が集中しており、歴史研究の中ではともかく、社会学の中では先進地としての家の研究、もしくは家の「解体」の研究が非常に少ないようと思われる。これは、先の松本会員の近畿村落研究についての考察と同様である。

また、問題を指摘するならば、丹波や丹後、志摩地方など近畿地方の周辺部に残つてゐる家の強いあり方と、暖簾内として捉えられたような近畿の中心的都市部での家のあり方とが、どういうかたちでつながるのかということがあげられよう。

最後に、報告者自身が戦後の商家、とくに職人の家に接し、調査研究するなかで感じたことを述べたい。そこで疑問は、都市の中では家を支えていくものは何かということであった。村落の中で家を支えていく条件を考えてみると、たとえば、歴史的には地主制の問題、生産上の問題、村落構造そのものの問題などがあげられよ

う。都市についてはどうか、私たちがおこなった調査から考えてみたい。京都には、百年以上続いた商家が千軒ばかりあるといわれているが、一九七七年にそのうち京都市内にある四七〇軒を対象として老舗調査をおこなつたことがある。その結果からうかがわれるのには、非常に強い家の残存であつた。この強い家を支えるのは、経済的条件でないとするといつたい何なのか。その後、職人の家を対象に調査をおこなつた。そこから感じたことは、家の機能についてみると、たしかに先祖祭祀は形骸化し、生活保障の意味は薄れていっている。しかし、付加価値の高い品物をつくる職人稼業の場合、ある種の家の信用といふものは依然としてなくなつていかないようと思われた。こうしたことから、京都やその周辺部の農村の中には経済的条件以外の、家を支えていくようある種の価値、文化構造があるのではないかという問題関心が生まれてくる。これをどういうかたちで捉えていくのか、それは私たちの今後の課題であろう。

〈討論〉

討論は、二人のコメントテイターによるコメントから始まり、それ以後一般の討論へと移つていった。しかし、議論は株や宮座など、近畿の家や村落の特徴を考えるときに避けて通れない問題をはじめ、家研究の方法論や果ては祭祀における双分割にまでおよび、いい意味で多面的な、シニカルにいえばやまとまりに欠ける議論であつたようだ。別の言い方をすれば、報告内容と関わりながらも、討論はかなりの程度独立的に展開したという感が強い。したがつて、以下のところでは時系列ではなく、内容ごとに討論をまとめてすることにする。ただ、まどまりがないとはいえ、司会であつた鳥越会員が

討論の冒頭で述べたように、「近畿の家について見るかぎり、家の変容と言つてしまふと見えるものが見えなくなつてしまふのではない」か。近畿の家には研究者に安易に変容と言わせないような何かがある」というような思想は、各討論者におおよそ通底していたようと思われる。

まず、ひとつめの問題は、近畿の家の位置づけについてであつた。コメントテイターのひとりであつた藤井会員の質問をまとめるに次の一 東北に代表されるような同族と近畿にみられる同族とは違うのかどうか、違うのであればどこが違うのか。

二 違うとするならば、なぜ違うのか。報告では、それを家の信用という文化的な違いに求められていたようだが、私の関心でいえば、村落の形成のされ方とか村落の編成のされ方というような社会的な側面からみていく必要があるのではないか。

三 近畿の中での家や同族の地域的な差異についてはどうか。

四 家の存続は近畿だけなのか。

このうちの第三の疑問については、近畿型は宮座や存在などによってさらに三つのタイプにわけて考える必要があるという意見が出された。しかし、これらの問い合わせに対する答えは、むしろ藤井会員自身によつて用意されていた。すなわち、「東北の場合には家や同族の延長線上に村落が見えてくる。ところが、近畿の場合には村落がますあつて、それに規定されたかたちで家や同族があるのではない」か。村落という地縁的な「共同体」の中での権利として、株があるのではないか」と述べた。言いかえれば、村落が「株」という権利を認める主体」(鳥越会員)としてはつきりしているかどうかによつ

て、近畿の村落と関東・東北の村落との違いを性格づけることがで
きるのではないかという意見である。こうしてみると、近畿の家の
位置づけを出発点とするとしても、それを考へるには、どうしても
村落をその射程に含めなければならないようである。そのとき宮座
や株は、家と村落とを結びつける重要な手がかりであるといえよう。
当然ながら、議論は宮座や株についても展開することになる。

そこで、もうひとりのコメントティアである古川会員の意見をみ
てみよう。古川会員のコメントは、報告に対する意見というよりも、
第一の報告という感が強かつた。そこで述べられたことは、近畿村
落における家と村落との関係を宮座を手がかりとして考察すること
にあつた。その内容は次の通りである。

「共通課題である「編成の論理」ということにかかわらせるならば、
家から村落へというような視角が必要であろう。近畿の村落をそ
しめた視角で考へた場合、大きな特徴は家—宮座—村落という構成が
広く見受けられることである。そこで、宮座と家について考へると
ころを述べると、まず、宮座は元来本家筋の家によつて構成されて
いたと思われる。そして、そうした本家筋の家とそれ以外の家によつ
て村落が構成される。つまり、図式的にいふならば、本家筋を上底
とし、その他の家を下底とするような台形型のピラミッドとして近
畿村落を捉えることができると言へる。本家筋どうしの間はフ
ラットな関係であり、またそれ以外の家どうしの間もフラットな関
係であることから、村落内に二重の平等性があつたといつてもよい。
もつとも、今では村落のすべての家が宮座に入れる、いわゆる村座
のかたちへと変化している。しかしそうすると、遡つて考へてみた
場合、村落の中が二つの層に分かれていながら、なおかつひとつの

村落としての集団性を持つのはなぜか、という疑問が起つてくる。
そしておそらく、この部分に家の問題が関わつてくるであろう。」

以上が古川会員の論旨である。このうち近畿の村落が二重の平等
性を持つということについては、中野卓会員から、上下二つの層の
それまでのなかで家々は完全なフラットではなく、デコボコしている
のではないか、という意見が出された。しかし、近畿村落における
二重の平等性はおおむね賛意をもつて発言者たちに迎えられたと
いってよい。

宮座が一定程度わかつたとすれば、次に問題となるのは株および
株講についてである。まず、株講についての議論であるが、松本会
員はその歴史についてふれ、近世の中期ごろに近畿村落の構造に大
きな変動があり、その頃同じ株のものが集まることによつて比較的
対等な株講が構成されたと述べた。さらに、古川会員から、株講と
村落支配との関連を問われたのに對し、株講が並立的に存在するこ
とをあげ、宮座のように村落支配の体制となることは少ないと述べ
た。それを受けて、中野卓会員は対馬の百姓株、名子株の例をあげ
た。そこでは、村落の政治組織が百姓株の人たちによつて構成され、
その株は売り買いされるという事例が述べられた。また、嘉田会員
は琵琶湖に注ぐ安曇川下流の村落の例をあげ、村落の中の一部の集
団が、漁業権としての株を持っており、同時に祭祀集団でもあつた
という事例を述べた。こうした事例をあげての質問に対し、松本
会員は丹波の一村落を念頭におきつつ、権利であり義務でもある株
が、株講のみられる社会においてどのように存在しているかについ
て述べた。しかし、討論の範囲内では、権利・業務としての株と、
株講というときの株との関係が必ずしも明確であつたとはいえない。

松本会員は、権利＝義務としての株の存在を宮座を例にとって説明されたが、それは肥後和夫氏などが宮座を株座と村座に分類したときを使つたような意味での株についてであつて、同族組織としての株講との関係ではなかつた。

さて、ここまで議論は近畿の家の特徴を村落との関係で捉えようとするものであつたが、もうひとつの主要な流れは報告の中の「家の信用」を出発点にした、家の概念規定に関する議論、あるいは家そのものの中から近畿の家の特徴を捉えようとする議論であつた。まず、古川会員はコメントの後半部で、具体的な事例をあげながら、次のように述べた。

「滋賀県西北部の知内」という村落を例にして考えてみたい。かつて知内では、宮座の成員が村落を支配していた。ところが大正期になると、村落＝宮座の権利として持つていた財産が行政区へと次第に移されていく。これとほとんどパラレルに宮座の支配が緩んでいく。つまり、宮座が政治集団から、祭祀集団へと変わつていき、宮座が次第に村座へと開放されていく。しかし、その時に本筋の家に財産は手放すけれども、家の信用ということに関わるような諸権利は手放さない。たとえば、むら費を平均以上納めないと、祭祀を司る年行事になれないという構造が今でもみられる。こうしたことは報告者のいう「家の信用」ということと関わつてくると思うが、「信用」のみになつた家も家と呼んでよいのかどうか。これに対して、中野卓会員から、

「私も、暖簾ということを説明するためには「家の信用」という言葉を使つてきたが、それは経済的なもの以外のものも含むと同時に経済的なものである。農村の家は所有農地とその經營にからめて考え

られてきたが、都内の商家の場合に重要なのは、その店の暖簾を信用しているお得意さんの層のようなものである。だから、信用があるから家が支えられるのであつて、信用以外に家（商家）を支えるものはないのではないか。」という主旨の発言があつた。

また、家と経済的基盤との関係については、農村を対象に嘉田会員から次のような意見も出された。

「農家が兼業化すると、家が崩れて農村も崩れるという考えがあつたが、実際にはそうはならなかつたともいえる。これについてはかつて滋賀県内で調べたことがあるのだが、純粹專業農家と兼業農家とを比べてみると、兼業農家の方がむしろ家的な生活をしているという一応の結果が出た。このことは逆に考えると、兼業農家は家的生活を維持したいがために兼業化したと考えられなくもない。つまり、農業がなくなつたときの農家は何をもつて家たりうるのかという疑問が出てくる。」

それらの問題は、嘉田会員の別の箇所での言葉を借りれば、「経営体を離れた家」というのがあるかどうか」という疑問に集約されよう。ただ、これに関して中野卓会員は、「家が經營体であるということと、家が家業を持つということは別であつて、たとえサラリーマンであつても持ち帰つた給料をもとに自分の家の經營をおこなう。家は生活運営体のようなものだ。」と述べた。このように考えると、たしかに兼業化もしくは非農家となつてしまつた（元）農家を、家業としての農業を営まないからといって例外視する必要はなくなる。しかし、だからといって家が何なのかという答えにはならない。討論では、それに迫るための法論についても論じられた。

家の捉え方の転換を促したのは、嘉田会員であつた。

「家と村落との関係だけでなく、家の内部構造を考えなければならないのではないか。個と個の結びつき方の違いから東日本の家や西日本の家の特徴を捉えるという視点も有効なのではないか。」こう提起した後で、相続の問題等、自らの経験もまじえながら具体例が述べられた。

こうした視角は、つまり個人と家との関係の中から家を考えるという視角である。そしてその中から規範としての家を見つけていくという作業である。個人からの視角という意味では、関東地区の研究会で個人のライフコースの積み重ねによって家の内実を理解しようという試みがなされたことが、工藤会員によつて報告された。しかし同時に、それは事実認識にとどまっており、家そのものの問題に関わるものではなかつたことも指摘された。

一方、家研究の意義にまで行き着くような議論も展開された。藤井会員から、「家の変容・解体をどのように捉えればよいのか」という問い合わせされたのに対し、「家はいつたい解体していつてるのだろうか」という鳥越会員の応酬があつたのだが、こうなるともう、家の変容の捉え方ではなく、家研究を通じて何が言いたいのかという問題である。「家の持つ諸機能の変化を明らかにすることによつて、家の変容を分析的に捉える必要がある」と言うのは藤井会員であった。「しかし、なぜわれわれ近畿の研究者は家の変わらない側面の研究に力を注いできたのだろう」と言つたのは鳥越会員である。兩者の違いを表現すれば、家をある時代に固有の、いわば歴史的構体であると位置づけるか、それとも家を文化的連続体であると位置づけるかの違いにあるとでも言えようか。家をある時代に固有のものとみるがゆえに、「解体」が問題とされるのであり、他方、文化的

連続体であるとみるからこそ、変わらない側面にその本質を求めるのである。前者では社会の変化が、後者では社会の連続が焦点となる。ただし、「従来の近畿の家研究の特色は、研究者の側の性向によるものではなく、近畿という地域の性格によるものだ」とする嘉田会員の意見もあつたように、少なくとも近畿の家の特徴をつかむには、後者の文化的連続体とみる方がより威力を發揮するようと思ふ。これは筆者の感想である。

以上が主要な議論であつたが、そのほかにもいくつかの論点をめぐつて、議論がかわされた。そのひとつは、宮座とその儀礼、およびそれと村落構造との関連についてであつたが、泉会員から滋賀県の南部の村落について、宮座の行事に関する詳しい事例の提示があつた。その中で、宮座の構成要素としての双分制や年齢階梯制が問題として取り上げられた。このうち年齢階梯の問題については、宮座を年齢階梯によつて捉えることも可能であろうが、その場合には、家を指標として宮座への加入資格が決つてくるのであるから、宮座内部の年齢階梯制もその基礎に家の存在を認めただうえでの制度であろうというのである。それを受けた古川会員は、むしろ宮座と年齢階梯制とを切り離して考えた方がよいのかもしれないと示唆した。

最後になるが、もうひとつ重要な論題として共通課題についての問題があつた。「農村社会編成の論理と展開—転換期における家と村落」という課題には、「転換期」の意味などに問題はあるにせよ、このあたりで腰を落ちつけて家や村落を考え直してみようじゃない

か、というような意図が感じられる。山本会員が近畿の家研究を回顧してみせたのも、当然ながらこの研究課題をにらんでのことであつた。そして、その結果、近畿の家や村落をフィールドとするわれわれにとって、近畿の家の特質は避けて通れない問題となるのである。

この共通課題の中でわれわれが何をすべきかを取り上げたのは松本会員であった。共通課題設定の背景についての説明を工藤会員から仰いだあとで、われわれがまず始めになすべきことは、近畿における家や村落の特徴をありのままに捉えていくことであろうと述べた。さらに松本会員は、近畿の家の特徴を捉えるといふべき、先進地であるという近畿の性格との関連においても、都市の家をも含めた家研究が必要であるとし、そういう意味において、山本会員の報告が村落における家だけでなく、都市における家をも含めて近畿の家を考えようとしたことは重要であり、また、試みとしても初めてであったと述べた。さらに、交野会員からは、一九七〇年代に顕著となってきた、近畿の家研究と村研の共通課題とのズレをもつと積極的に捉えるべきだという意見が出された。たとえば、都市の家と村落の家を共通の土俵で扱うことによって、都市とか農村という枠組みにとらわれないもっと違うレベルでの地域研究が可能になるのではないか、というのである。これらはこれから研究の方向を示唆するという意味で意義深い意見である。

* * *

さて、以上が私なりにまとめた近畿・東海地区研究会の内容である。まとめるにあたって多少の取捨選択をおこなつたので、重要な

発言を抜かしているかもしれないが、どうか御容赦いただきたい。また、発言者の真意をくみ取れないままにまとめてしまった部分もあるであろう。これについても御容赦願うしかないが、ともあれ討論の内容、および山本会員の報告要旨についての責任は、それらをまとめた筆者（秋津）にある。ただ、終わりにもうひとつだけ意見を紹介しておきたい。それは、研究会の最後に工藤会員によつて述べられたのだが、「関東の研究会との決定的違いは、この研究会では「農家」という言葉が出てこないことだ」という意見である。これについては、中野卓会員から「そんなこといつても、共通課題の中に「農家」なんて言葉はないのではないか」という指摘もあつたが、「農家」という言葉が入つてなくとも家といえば農家をイメージしてしまう研究環境と、おそらく「農家」という言葉が入つていても家の問題から考えていつたのではないかと思われる研究環境との間には、大きな溝があるといわねばならない。この溝はわれわれ近畿周辺の村落研究者の多くが、村研の大会に出向いて感じ取る違和感でもある。この違和感は、突きつめれば上部構造と下部構造との規定関係などという、古めかしい議論にまで行き着く問題であるのかかもしれない。しかし、だからといって対話をやめてしまつてはならないであろう。安易な統一ではなく、対話を続けること。生意気なようだが、村落社会研究を実りあるものにしようとするならば、この努力を怠つてはならないと思うがどうであろうか。

（秋津 元輝）

運営委員会・宿題委員会合同委員会

会員移動

日時 一九八八年五月七日

場所 明治大学大学院

出席者 柿崎、黒崎、島崎、高橋(明)、高山、長谷川、東、松田、

皆川、安原、柄澤、工藤

一、事務局より会員動向、会計収支を報告した。

二、大会事務局より会場を予約確保した旨、報告があつた。

三、高橋(明)会員が、学術会議の国際会議等代表派遣制度に基づ

き、第七回世界農村社会学会に出席することになった。

四、宿題委員会を六月一日・明大において開催する。

五、第二回研究会を七月二〇日・明大において開催する。

六、運営委員会を八月二〇日・明大において開催する。

七、村研年報に英文タイトルを入れることを伴い、次回運営委員会まで英文名を考える。

新入会員

石原 豊美(農業総合研究所)

〒一六一四 北区田端四一一一七一一〇一

シャンボール田端台

江口 幸治(日本大学・大学院)

〒一六一七 杉並区秋窪一四一五 二葉荘七

電話 ○三一三九二一三四三三

ガボリオ・マリ(東北大学教育学部)

〒三六二一 上尾市上町二一一一

電話 ○七四二一一六一七五〇六

細野和佐(奈良女子大学・大学院)

〒六三〇 奈良市法蓮吳竹町五一四一五五

西岡弘司方

電話 ○七四二一一六一七五〇六

玉井 康之(北大・大学院)

〒〇六三 札幌市西区発寒八条五丁目

市営住宅六一五〇六

電話 ○一一一六六一一二五九〇

住所変更

秋津元輝（三重大学生物資源学部）
〒五二四 津市弁財町一〇一七

レインボーハイツ二A一一〇一
電話 一五九二一二六一八二一九

電話 ○八二一二七三一九八七五

秋葉節夫（広島大学総合科学部）
〒七三三 広島市西区庚午中二丁目六一一七

電話 ○八二一二七三一九八七五

渥美剛
〒二一〇 川崎市幸区南幸町三一四三 南幸荘一一三

電話 ○四四一五四四一四八八三

岩本由輝（東北学院大学経済学部）
〒九七六 相馬市大坪字前迫一三一一二

電話 ○二四四一三五一三一六六

大内雅利

〒二一五 川崎市麻生区白山四一五一二一六〇六

電話 ○四四一九八九一一五七四

柄澤行雄

〒〇〇一 二 牛久市栄町六一五二一四

川口 諦
〒二二一 横浜市神奈川区松見町二一三八一
電話 ○四五一七一五一

佐藤直由（山形大学教養部）
〒九九〇一一三 山形市藏王飯田三九五一一〇五
電話 ○一三三六一四二一一八〇五

重岡徹（熊本大学大学院）
〒八六〇 熊本市清水東町一〇一六七
電話 ○九六一三四四一八〇五六

杉岡直人
〒〇〇四 札幌市豊平区平岡十条二丁目八一一一
電話 ○二一一八九四一六八三七

杉岡直人

武田共治（弘前大学教養部）
〒〇三六 弘前市御幸町八一二三
電話 ○一七二一三三一五二二九

中澤進之右
〒一〇一 千代田区遠楽町一一五十四

松井ビル二〇一

電話 ○三一一九一一七七一

古川 彰

〒四六八 名古屋市天白区植田山三丁目一九一〇

パークサイド植田山一〇五
電話 ○五二一一七八一一四五四三

星 永 俊

〒四四四 囲崎市竜美南一―三一

合同宿舎四一―〇三

所属変更

米地 實 (専修大学部学部)

三、申し込み・問い合わせ先

〒三〇五 つくば市観音台三一―一

農業研究センター・農業計画部内

村落社会研究会事務局

(電話 ○二九七五一六一八四一九 直通)

四、要旨提出 四〇〇字詰原稿用紙五枚前後の要旨を、八月末
口までに同右へ提出して下さい

五、その他

報告の内容によつては、課題報告に回つて頂くことがあります

村落社会研究会第三六回大会報告募集

一〇月六・七日に「いこいの村あしがら」で開催される村落
社会研究会第三六回大会の報告を募集します。

一、一般報告 (報告時間 約四〇分)

二、申し込み締切 八月一五日